

審議会等名称	平成 28 年度 児童福祉審議会 障害福祉部会
開催日時	平成 29 年 3 月 16 日（木） 10：00 から 11：30
開催場所	波止場会館 3 階 中会議室
出席者	◎江川部会長、新井委員、植松委員、高橋委員、鶴飼委員
次回開催予定	未定
問い合わせ先	障害福祉課調整グループ 長澤、間瀬 電話 0 4 5（2 1 0）4 7 0 3 ファクシミリ 0 4 5（2 0 1）2 0 5 1
会議記録	発言記録：要約 要約した理由：委員会の申し合せ
会議の概要	以下のとおり
<p>障福祉課長あいさつ</p> <p>（江川部会長） 事務局より議事 1 についてご説明いただき、その後、委員の皆様にご審議をお願いしたいと思っております。</p> <p>（事務局：障害福祉課） 議事 1 津久井やまゆり園において発生した事件の対応について、事務局から資料 1 に基づいて概要を説明。</p> <p>（江川部会長） 事務局から議事 1 についてご説明いただきました。ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>（高橋委員） 障がい児の入所施設に勤めております。確認できればと思っておりますが、植松容疑者が入職してから、利用者に対して手にいたずら書きをしたり、暴言を吐いたり、虐待事案として県に報告はあったのでしょうか。</p> <p>（事務局：障害福祉課） 虐待事案として報告はありませんでした。</p> <p>（高橋委員） 報告しなかった瑕疵はあるのでしょうか。</p> <p>（事務局：障害福祉課） 園では、重大な虐待事案として捉えていなかったようです。</p> <p>（高橋委員） 施設長会等で話し合ったのですが、虐待事案としてきちっと対応することが、ハインリッヒの法則ではないですが、重大事件を防ぐ第一歩になるのかと思います。重大事件の予防もさることながら、虐待防止にもう一度、警鐘を鳴らしていただく配慮をお願いしたいと思います。</p> <p>（江川部会長） さまざまな意見が沸きあがった直後に、ともに生きる社会かながわ憲章が出されて、私も</p>	

入所施設を担当している立場からすると、かなりショッキングな事件でした。担当しているのは重症心身障がいという意思表示が難しい、言語表出が苦手な方たちを対象とした施設です。今回、容疑者が主張している対象者が、まさに重複障がいの方たちであったために、本人たちの意思確認をどうするのが大きなテーマになりました。施設事業者及び家族会等の身内の意見はもちろん傾聴すべき事柄とは思いますが、自己表出が難しい方たちの場合に、本人たちの意見をどのように聞き取るのか、あるいは、必ずしも家族や施設職員が本人に対するベストの選択をするとは限らないことは歴史が証明しています。そうすると関係者の意見ではなくて、本人にとってベストな生き方はどうあるべきかという議論は、おそらく必要なのかと思います。

私も重症の方たちを対象にする施設を長く運営している関係で自己決定に関しては、自分なりに勉強しているつもりです。日本では例えば、裁判所のようなところに、この人はどのような治療を受けるべきか、どのような支援を受けるべきか、判断を委ねる習慣がありませんので、当事者で一番近い人で合意点を見つけるという流れがあると分かっています。それでも今回のような事件が起こった時に、ともに生きるとは、どうあるべきか、大型の入所施設が唯一の答えなのかというふうな視点にたった議論が必要なのかと思います。

今回の予算だては、あとの議題にも入っていますが、県としてやまゆり園の建替えは必要だと思います。建替え以外の大きな項目として、どういうポイントで、今議論を進めているのか、あるいは進めようとしているのか、いかがでしょうか。柱として施設の再興以外の項目がありますか。

(事務局：障害福祉課)

まず、前段の意思確認については、12月の年末から1月にかけて、試行的に共同会にお願いして、津久井やまゆり園の利用者の意思確認をしました。6割ぐらいの方が分かりませんでしたので、そうした方がたをどうするのか。当然、施設の職員は身近にいるから分かるのですが、客観的になりうるのかどうか、ということもあるので、国の意思決定支援ガイドラインを参考にしながら意思決定支援チームを作り、支援チームで、ある程度客観性をもたせて本人の意向確認をしていただくと、時間がかかります。確認の仕方もいろいろあるので、その人によっては、言葉では分からないと体験をしてもらうとなると時間をかける必要があります。時間をかけて全員の意思確認をしていこうと思っております。

グループホームに行ける方は受け皿のこともあります。横浜では、受け入れますと表明されていますが、実際どこが受け入れてくれるかは何もありません。ご本人の意向と受け皿の話を含めて考えていかなければなりません。

津久井やまゆり園の建替えは、意思確認をみながら、規模を考え、地域生活移行を進める仕組みを作っていかなければなりません。受け皿の整備、今のグループホームは重度の方の対応は、難しいので考えなければなりません。そうしたことを含めて、施策として進めなければなりません。

来年度は障害福祉計画の改定があるので、そこに入れ込んでいきたいと思っております。

(高橋委員)

江川部会長のおっしゃったことに同感ですが、そもそも施設の利用を始める時点で、利用者の方たちに意思決定支援をされているかどうか非常に大きなことだと思います。ケースワークとして、津久井やまゆり園の方の居場所がなくなってしまったので地域に戻りますかという議論がなされていますが、施設に入るかどうか、本来的に利用者の方は、家庭で、家族と過ごすことをすごく望んでいるのが第一ではないかと思っております。それができない、そういう意思が確認されないまま、施設入所利用になってしまっていることにもう一度光を当てて、意思決定支援の力を、その時点にまずは入れていくことを提言したいと思います。

(事務局：障害福祉課)

利用者の方もそうですが、ご家族の方の状況もしっかり確認しなければなりません。厳しい状況があると思います。

(植松委員)

当事者の大きな問題で、手をつなぐ育成会の中でもさまざまな意見があります。これから親として、わが子が地域でどのように暮らしていったらいいのか考えなければいけないと思っています。意見として、なかなか述べる機会がありませんが、障害者施策審議会の津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会に、育成会の者が一人所属させていただいていますので、親の立場の意見を申し上げていきたいと思っています。

意思決定支援は大きなテーマです。今、障害者施策審議会の部会で話し合われています。被害に遭われたご本人たちの意思をどのように確認するかを、とても重要なテーマとして4月に3回くらい検討すると昨日伺いましたので、部会で話し合われることを大変期待しております。

この事件を、どのように私たちの中で考えていく力にしていくのか、まだまだ時間がかかります。

(新井委員)

この事件が起きて一番すごく気になっていたのは、亡くなられた方には本当に悲惨な事件だったわけですが、残された方がたへの心のダメージです。資料1の6ページの利用者、家族、職員のこころのケアについて、もう少し具体的に、延べ数は書いてありますが、おそらく関わった全ての方が心のダメージを受けています。希望者に対して面接や診療、治療が行われたのか、むしろ全員にきちっとした面接やケアが行われたのか。このようなテーマの場合、しばしば無理して受診や相談をしない方が多いです。もし分かれば、具体的に教えてください。

(事務局：障害福祉課)

こころのケアは県の精神保健福祉センターと相模原市の精神保健福祉センターの医師、福祉職等を派遣する体制をとったのですが、所管は、がん・疾病対策課です。主に職員を対象としたケアですが、細かいところは分かりませんが、最近の情報としては、PTSDですが、3名の職員の方に労災の認定がおりています。

利用者については、園が、かながわ共同会が心理職員を集めて対応されました。

(事務局：障害福祉課)

職員に関しては、施設の中に相談を受けるスタッフを派遣して、休憩時間でなくても、いつでもあいている時間に相談を受ける体制をとっていました。

(新井委員)

PTSDの大原則として、二度とそういう悲惨な状況は起こらないという場面を用意した上でないと治療は始まりません。現場で継続的に仕事をされている方もいらっしゃるということでは、よくなるものも、なかなかよくなる状況を作っていると思いました。

(事務局：障害福祉課)

完全に休まれている方はいません。PTSDの方はリハール勤務をされています。

(鶴飼委員)

答えは、なかなかないと思いますが、あるとすれば「ともに生きる社会かながわ憲章」が答えになると思います。尊厳をいかに担保するかが、根本にあると思います。施策として具現化することが難しいです。私も障害者施設を運営していますが、尊厳の担保が我々に与えられた課題と思っています。行政としては何らかの答えを出していかなければなりません。

(事務局：障害福祉課)

ともに生きる社会の普及啓発について、今まではチラシを配ったり、フォーラムをやったりしていましたが、なかなか届かない人たちがいました。切り口を変えて行ってみようというものが仮称の共生フェスタです。若い人などに一回来てもらう中で共感してもらう取り組みをしたいのです。

(高橋委員)

神奈川の支援教育で標榜しているインクルーシブ教育について、一般の健常児に対し、障がいのあるお子さんたちの存在を、インクルーシブ教育として裾を広げていく手立てや抱負はあるでしょうか。

(事務局：特別支援教育課)

この事件では、神奈川の教育を受けた植松聖容疑者が事件を起こしたことを非常に重く受けとめています。教育の力でできることを、一步でも先に進んで行こうと考えています。神奈川県では、支援教育については、障がいのある、なしに関わらず、支援が必要な子どもに対して、教育の場で支援を提供することを進めてきました。さらにもう一步進めるために、インクルーシブ教育の推進の取り組みを始めたところでしたが、こうした事件が起きてしまったことを受け止めながら、通常の教育の中で障がいに対する理解を深めていく必要があると思います。

一つは、同じ場でともに学ぶことが理解することにつながります。できるだけ早い時期に子どもたちが、当たり前で過ごしていけることが、障がいのある方はこういうことなのだと思えるのではなくて、自然に身に着けていくことが大事だと思います。

もう一つは施策として、今特別支援学校に通学している児童、生徒については、地域の小中学校でできるだけ交流する機会を増やしていこうと、居住地交流のガイドラインを一部改定しました。活発的に、継続的に交流ができるよう進めようとしています。

(江川部会長)

次に、議事の2について事務局より説明してください。

(事務局：障害福祉課)

平成29年度当初予算案(障がい福祉課)の概要について資料2-1、2-2に基づいて概要を説明。

(江川部会長)

資料2について事務局から説明をいただいた。

ご質問、ご意見等があったら、ご発言をお願いします。

(鶴飼委員)

この中で、「ともに生きる社会推進事業」について、私は地域の自治会長をしている。

自治会というのは一番地域と近いところにある。各自治会、あるいは市町村によって違い

はあるかもしれないが。

大体どこも地区社協はあるかと思うが、地区社協は地区社協まつりなど、いろいろな取り組みをしています。

ご承知のとおり、自治会は民生委員の方もいれば、青少年関連など、すべて入っています。

そこまで、広げていかないと、ましてや、このような大きな事件なので、何かあるたびに、自治会を活用するという事は、腰の重い自治会もあるかもしれないが、草の根ではないが、地域住民に深く浸透させるためには、欠かせないと思っています。

大きなイベントも大事だが、そのような具体的な、地域の中に入って行く運動、神奈川県民はこのことを絶対忘れないというものを、浸透させていくべきだと思っています。

(事務局：障害福祉課)

ありがとうございます。

ただ、自治会は市町村が所管しているので、市町村を介さないと、難しいところもあるので、相談していきます。

地区社協というお話は、社協であれば、県社協の方から、話を進めてもらうこともあるので、調整をさせていただきます。

(江川部会長)

他に、何かご意見はよろしいでしょうか。

(植松委員)

先程のところでもそうでしたが、今私たちにできることは何かと云ったら、障がいのある人が地域にいるのが当たり前になってほしいです。

町の中にいるし、保育園に云ったら保育園にも変わった方がいるとか、小学校でも体の不自由な一緒に運動会を楽しんでいるなど、そのようにしていかないと、教育とか、啓発とか、研修とかでは、なかなか障がいのある方の理解は、本当に体の中に入っていないです。頭でわかっているけど、きっとこの容疑者も、頭ではわかっているが、結局彼らをみてしまうと、自分の中で許せないところがあったのだと思います。

本当に地域で当たり前のようにしてほしいと考えると、児童の部分の施策の充実が必要だと思っています。

たまたま、私は保育部会に所属させてもらっていて、保育所で障がいの方も当然保護者の就労案件の中に障がいの子どもがいても仕事ができますということがあるので、そこに専門性のある方が、保育士さんの支援に入るといふ派遣の事業があるのですが、なかなか保育部会の中で、保育所の実情を聴いてみると、利用されているところはほとんどないです。しかし障がいのある方はいらっしゃる、また、とても重度の方は受け入れられないということがあり、障がいの人たちが当たり前のように、地域で暮らしていくことは難しいと感じています。保育の方と、障がいの方とが、うまくすり合わせられればと思っています。

それに伴って、障害者総合支援法に基づく支援の実施の中にかかる費用負担がかなり増えています。もちろん全体も増えているが、増え始めた原因は、放課後等デイサービスであると国の方も認識しているし、神奈川県内でも放課後等デイサービスの利用の急伸が、かなりここをひっばくしています。430億円の中に入っています。

確かにそういう意味では、放課後等デイサービスの必要性は、今までなかったために利用できなかっただけであるかもしれないが、様々な問題があるのは、地域にいてよくわかります。本当に障がいのある人たちの療育にとって、放課後等デイサービスが有効に活用されているのか疑問があるので、心配をしています。

最近ようやく職員要件もかなり厳しくなってきた、障がいのある子どもたちの放課後の中

で、療育の部分を目指すのであれば、私が考えるのは、子どもの育ちを保障していくために、保育士が一番適任だと考えています。

もう少しそこに、専門性の高い方を入れていくために、どのような方法があるかと思っていたら、新しい県の事業として保育エキスパート等の養成で、虐待、障がい、アレルギーなどの様々な子どもを育てていくうえでの専門性のある研修を行える事業を始めたということです。そこに放課後等デイサービスの方とか、児童発達支援センターの方、学童保育の方が受講できないかと伺ったところ、放課後等デイサービスは障害福祉課なので、障害福祉課からそのような事業を利用させてほしいと申出があれば可能とのことでした。子どもを育てる上では、同じところでしていただけたらうれしいと思いました。

(事務局：障害福祉課)

放課後等デイサービスは、この4年で、事業所が4倍に伸びていて、簡単に入ってこられます。

ニーズがあるからどんどん増えているという反面、いろいろな問題が起きていて、今お話があったように、この4月から指定の要件も厳しくなります。

県としても昨年度から、いろいろな問題があることもわかっていたので、今までは基準を満たせば当たり前のように指定していたのですが、今年度から、指定申請をする際には、事前に説明会に来なければならないということを必須の要件としました。

その事前の説明会では、「ご理解が不十分な場合があったら、なるのを考え直してほしい」、「厳しい言い方で申し訳ないが、当たり前のようになれると思ったら違う」、「今非常に厳しい目が入っているので、専門性を担保して、たゆまぬ努力で療育にあたってもらわないと困る」ということを伝えており、最近は大いぶ説明会を聴く姿勢も、積極性がみられるようになってきました。

せっかく、保育の方の研修との連携ということでお話をいただいたので、県でも児童の方と調整をさせていただき、検討させていただきたいと思います。

(江川部会長)

他に、何かご意見はよろしいでしょうか。

私から、グループホームにからんだ、項目が⑩に見受けられますが、施設という選択が、歴史的背景の中で、その当時のベストな選択肢として入所という決定が、家族と行政との間で行われて、日本の福祉、入所施設が成り立ってきたわけですが、当時は自己決定とか、そのような文言すら顧みられずにいた時代が長くありました。

グループホームは、自宅でもない、自宅で家族の負担を強いる形でもなく、大規模な入所施設で、規制や我慢の多い生活でもない、その中間の発想として位置付けられるのだと思います。ある意味第三の選択肢として登場してきたように思います。

実は、重症心身障がい児者を対象とした、中には医療的ケアの人を含めた方たちを対象としたグループホームが、全国でまだ数えるほどしかありませんが行われていて、そのうちの私の知る限りにおいて、神奈川県内に7、8か所ぐらいあります。神奈川では比較的、歴史的に入所施設のベッド数が少ないという背景がありますが、グループホームの中で重度の障がいの方も、そのような選択を実現しようという取組みがなされてきたところです。私もその中の一つ二つに関わっていますが、何が苦勞するかというと、バリアフリー化のコストです。

都市部で作ろうとすると、なかなか広い土地が大家さんから借りることができないので、2階建てなり、エレベーターを設置せざるを得ないとか、知的障がい者のグループホームに比べるとコストがかかります。

予算的に余裕がある横浜市だと、そこへの手当もされているようですが、いずれにしろ、一つの選択肢としてグループホームの価値があるかと思うので、県として何ができるのかと

ということが、私も詳しくはわからないが、新しい取り組みをする人たちへの応援が、何かできる仕組みを市町村が選んだ時に、県も少し補助する予算構成ができればよいということが一つです。

もう一つは、教育の予算かもしれないが、先程、委員の方からもあったように、インクルーシブというか、一緒にいる時間をもう少し増やさないと、根本的な解決にならないだろうということでした。地元の学校との交流も方法論としてあり、二重学籍とはいかなくても、それに近いような運用をもう少し推進して、1年を通して、何日間かは地元で近くの人たちと一緒に過ごすような、教育カリキュラムの工夫ができないものかと思います。

今頑張っ、自己決定で、親の気持ちで、地元の学校に通わせているという事例も増えてきましたが、そのような個別の努力だけではなく、事業の中に、それほど大きな予算をかけなくても、ともに暮らす時間をふやすという具体的な予算付けができればよいと感じました。

(事務局：障害福祉課)

最初にお話のあった、重度障がい者を含むグループホームに対する県の支援では、今回の資料2-1、3ページの(5)ア⑩のところに、民間障害福祉施設整備費補助、1億6,779万円と記載されています。

これは、来年度の当初予算で計上しているもので、基本的に国の施設整備補助制度を使っています。多くの種類のものが対象となりますが、神奈川県に限られた財源の中で、集中的により困っていらっしゃる場所に対応するため、重度障がい者を対象とする、あるいは医療的ケアを対象とするという案件を優先的に、順番を上げて対応しています。

今回、予算化されているものは、重度障がい者の対応をしていただける生活介護事業所であるとか、在宅生活を進める短期入所事業所を一体として、昼間の活動の場を整備する案件が1件と、もう1件は重度知的障がい者に対応するグループホームです。クッション性が高い床にしなければならず、最初のイニシャルコスト、建築費がかかるので採択をさせていただきました。

重度心身障がい児者を対象とするグループホームを作りたいという案件があれば、多分神奈川県としては、一番にランクをさせていただき、国庫補助協議に持っていけるのではないかと思います。

国庫補助協議にエントリーして、採択された場合、その先に借り入れたお金、償還金に対する補助もつけられる仕組みになっているので、県としては施設整備に手を上げた方すべてにあげられる財源はないが、より困ったところには、重点的に手を入れていきます。重度心身障がい児者対応するのであれば、採択できると思います。

実際には、その後のランニングコストもかかるので、現在の考え方では難しいと思いますが、イニシャルコストであれば支援ができます。

(事務局：特別支援教育課)

今年の県議会でもご提案いただき、文科省では「副次的な籍」という言い方をしています。これは東京都と埼玉県、横浜市と3か所にしか副学籍について事例はないです。

これについても、居住地交流に加えて、来年度神奈川県でも2地域で、モデル的に「副次的な籍」の研究にとりかかろうとしています。特別支援学校にいる児童生徒が、地域の小中学校で席をおくような形ができないかということと、逆に小学校の、例えば支援級にいる子が、特別支援学校の籍をもって、通常は小学校にいるのだけれども、必要に応じて特別支援学校で学ぶことができないかということ、双方の籍ができないかということで、2地域でモデル事業から研究に入り、検証をしていきます。

(江川部会長)

この間、私はあるプライベートの会議に出たのですが、会議の中の構成員の一人が、いまアメリカに在住し、スカイプをつないで、写しながら、共同会議を行いました。このようなことができる時代になったのかと思いました。そのような籍があれば、朝会とか、学級会などで、物理的に、本人が移動しなくても、スカイプでつないで一緒に参加するというのも、良いのかと感じました。

(事務局：特別支援教育課)

新井委員のこども医療センターに、県がおいている横浜南養護学校があります。文科省の事業で、まさにICT機器を使って、テレビ会議システムを使った学習を事業として取り組んでいて、これを将来的には文科省の考え方としては、例えば一時的に入院をした子どもが、治療のために、地域の小学校に通えない時期があります。その時に、その子と学校をICTを使ってつないで、授業を受けられるようにするというのを始めさせていただいているので、そのようなことが核になってくるのではないかと思います。

(高橋委員)

資料2-1、3ページ(5)ア⑭障害児施設入所児成人サービス等移行支援事業費補助、これは障がい児の入所施設にいらっしゃる成人の方が、成人の方にふさわしい福祉サービスに移行することを促進するための職員配置に対して、補助していただいています。

先般来より、県の障害福祉課から、加齢児の移行調整会議の立ち上げがあり、大変力になって非常に感謝しています。

また、この補助事業に関して、2年で終わってしまうのではないかと心配していたのだが、来年度の予算に残していただいて、感謝しています。

おそらく、先般の障害福祉主管課長会議でもあったが、これから障がい児の入所施設においては、移行支援というか、自立支援の制度化が形作られていくのではないかと思います。ですから、この補助事業に関しても、ぜひ恒久的な仕組みとして、位置づけていただければと思います。

加齢児の問題として、30年度で終わるわけではなく、これから毎年のように、巣立ちを迎える18歳のお子さんたちがいらっしゃる。その方達が、思い通りに地域で、あるいは施設に移行できるような、そうした巣立ちを支える大切な補助事業だと思うので、今後とも継続をお願いしたいと思います。

(事務局：障害福祉課)

重要な事業だが、補助事業なので、いつまで、恒久的かどうかはわからないが、必要な事業と思っています。4、5年前に立ち上げた事業なので、できるだけ頑張っていきたいです。

また、国の会議では、30年4月までに、児童施設の加齢児は成人サービスに移行という話があったが、3年間延びる話もあり、療養介護事業所に関しては恒久化という話があったので、引き続き一緒になってやっていければと思います。

(江川部会長)

それでは、最後の議事になるが、事務局から説明をいただきたいです。

(事務局：障害福祉課)

神奈川県障害福祉計画の改定について資料3-1、3-2に基づいて概要を説明。

(江川部会長)

この件に関して、ご質問、ご意見がありましたら、発言をお願いします。

併せて、議事1、2に関して、何かありましたら、ご質問、ご意見をいただきたいです。

(新井委員)

質問ですが、資料3-2の裏の、障がい児支援の提供体制の整備の国の5期計画の目標案の、児童発達支援センターについて、具体的に、今現在はどのようなところが担っている業務を、児童発達支援センターで行っていくのか、どのようなことが目標とされているのでしょうか。

既に、発達障害者支援センターあるが、そこでの業務や役割の違いを具体的に教えてほしいです。

(事務局：障害福祉課)

児童発達支援センターは未就学のお子さんが対象です。

(新井委員)

未就学ですか。

(事務局：障害福祉課)

基本的には、未就学のお子さんを対象とする通所です。障がい児の通園施設を考えていただければと、よいかと思えます。

(新井委員)

「児童」の言葉があり、もう少し大きな子をイメージしたのだが、未就学の子ということですか。

(事務局：障害福祉課)

基本的には、通園施設を考えていただければ問題ないです。そのセンターに介護的な、よそに行くような機能があれば、先程言ったような訪問で出ていくような事業も担うことができます。

(新井委員)

今、地域に療育機関があります。横浜市や地域に療育という名前ではないが、いわゆる発達障がいのお子さんの療育を行う通園施設が、民間を含めて、そのようなものの機能を充実させるということですか。

(事務局：障害福祉課)

横浜の場合は、そういった施設がありますが、県域にはそのような名前のもはなくて、従前の障がい児の通園の療育の事業所があったので、そういったものが、児童発達支援センターに変わって、さらにそういった機能を付加し、地域の中核となって専門性を担っていきます。

(新井委員)

横浜市にある地域の療育機関は結構整備されています。そこと同じということですか。

(事務局：障害福祉課)

これは、児童福祉法の制度で、横浜市はそれを取り込んでいます。これを取り込めば、国から運営費、報酬がでます。

普通の通所の機能がいろいろありますが、その先端の機能として、児童発達支援センターというのがあり、それが現状では各市町村にできていないので、できるだけ各市町村に作りましょうということが目標です。

(高橋委員)

私の手元に、平成 26 年度なので、3 年ぐらい古いのだが、「障害者施設等入所待機者数の調査」が障害サービス課の時代に作られました。いわゆる障害福祉サービス、成人のサービスを待機している方の統計資料です。

県所管だけでも、障がい者の施設を 300 名以上の方が待っています。共同生活援助、グループホームですが、これでも 200 名近くの方が待っています。つまり、福祉サービスを受しようとしても、なかなかできない待機者の方が 3 桁いらっしゃいます。

この状況を踏まえて、福祉サービスの需要と供給のバランスが、合っているかということに関して、県はどのように考えていますか。

一部、加齢児の移行支援調整会議の時の資料、中間まとめで、供給量は合っているのではないかという見込みが一部あったので、需要と供給が足りあっていないのではないかということが私の私見ですが、いかがか。

(事務局：障害福祉課)

待機の調査は、いま公式に出した形にはしていません。もともと措置の時代に、市町村が責任をもって、その人を評価した上で、その人にとっては、このサービスが必要という行政処分、措置で入所されていた。

措置をすることが必要な方、必要にもかかわらず入ることができないので待機ということカウントをしていたが、現在は、契約なので、そのような形になっていません。

市町村がそうではないかと思っているだけであって、実際に、困っている状況に至っているかどうかという正確なデータにはなっていないので、数字として独り歩きしてしまうのは困るが、待機されている方がおられるということは認識しています。

ただ、待機している方がいることと、今回計画をたてるにあたって、施設のサービスを待っているから増やさなくてはならないということは違ってきます。在宅で苦しい状況があるのであれば、先程もあったように、施設なのか、グループホームなのか、別のサービスなのかということを含めて、全体で調整をしていくことを考えています。その分は、グループホームの設置促進等で、フォローしていくと思っています。

施設のサービスだけみて需要にあっているのかということ、待機されている方がいるので、バランスがあっていないとおっしゃられるのは、そこだけでいえばそうです。

(高橋委員)

各市町村で、このような実態調査をするべきだと思います。市町村ごとの統計をまとめて、福祉サービスの供給量が見込みとして適性かどうか精査が必要ではないですか。

(事務局：障害福祉課)

それは、まさに障害福祉計画の中で、これは市町村の積み上げなので、その施設入所支援についても、各市町村が把握している見込み量がでてきます。それとは別に、待機者数の調査は、もう少しラフな調査でした。当然だぶりもあつたらうし、どの程度把握しているかもわからないので、公表できませんでした。

障害福祉計画を作る上では、当然ながら、今各市町村で、何人ぐらい必要な人がいるかということを出してもらうので、そこでもう一度精査を行います。

(高橋委員)

それを積算して、県の見込み量と考えるということですか。

(事務局：障害福祉課)

そちらの数字は、実際に待っている方もいると思うが、ショートステイを15日以上支給決定している人をカウントしていることもあります。

いわゆる、月の半分以上必要ならば、近い将来、難しい状況がくるのであろうということも数字に込めてしまっているのです、本当に今現在必要かどうかという数字にはなっていません。

(江川部会長)

他になにかありますか。

(植松委員)

障害福祉計画を作る時には、例えば、先程もあつた医療的なケアが必要な重度の方とか、強度行動障がいの方とかも、今いるところで暮らせるような、施策の充実をまず第一にしていきたいです。

グループホームも地域の中で、親の高齢化とか、ご本人が地域で暮らしたいと願っている方がいるが、支援が必要な方、支援を厚くしなければ、グループホームでの生活を支えられない方のグループホーム、住まいの場は後回しになっています。

誰も事業所はやってくれないし、そこに入れるにあたっては、親御さんが大変苦労したり、先程の児童デイでも言ったのですが、本当のニーズはどこにあるのかというところで、福祉にかかるお金は真剣に考えることが必要です。何でもあれば、利用すればよいということではなく、国が「我が事・丸ごと」というような、行政説明会でもあつたように、地域でも自分たちのこととして考えられるようになっていかなくてはならないと思います。

(江川部会長)

それでは、最後に、またご意見をいただきます。その他の項目で1件あるので、事務局に説明をお願いします。

(事務局：子ども家庭課)

その他として、子ども自立生活支援センターについて、配布資料に基づいて概要を説明。

(江川部会長)

残りの時間を使って、全般に渡って、ご意見があればどうぞ。

(鶴飼委員)

先般の厚労省の主管課長会議で出された新たな事業は、今度の県の障がい・教育の方では、いくつか取り込まれているのですか。あるいは、反映されているのですか。

(事務局：障害福祉課)

予算上は、県では資料の内容で当初予算は決定しているので、追加の部分については、必要があれば、補正で対応します。

具体的に関心がある部分があればお教えいただきたいです。

(鶴飼委員)

いくつかあります。地域定着支援事業や自立支援の制度など、県の方の障害福祉計画でもどのように反映するのか。ただもう遅いですよね。

(江川部会長)

何か他にあるでしょうか。

私から、一つだけ話題提供として、私は現在養護学校の医療的ケアの必要なお子さんの支援を、ここ15年ぐらい関わっているのだが、最近のトピックとしては、全国的なトピックですが、在宅で人工呼吸器を利用されているお子さんの通学をどのように保障しようかということがテーマとなっています。

神奈川県では、肢体不自由養護学校に、担当の医師を月1度派遣しながら、看護師を神奈川県立だけで45名ぐらい、横浜市や横須賀市を全部入れると60名ぐらいの看護師が養護学校に勤めています。そのような体制で教員と共同作業で、医療的ケアを受け持ちながら、教育を支援しており、比較的、全国的にも充実した制度を保っています。

この間の会議で出てきたのは、6名の方が通学を希望されていて、今は親が付き添って来ているケースが多いが、教育委員会の中でもどのように進めるか議題にあがっています。

都道府県レベルでも積極的にも行っているところも、少数ながらもありますが、道半ばで神奈川県でもそのような検討が始まっているところからです。

医療が長期、おそらく昔、20年、30年前であれば、退院がなかなかできないという位置づけのお子さんたちということであったが、いまは人工呼吸器を利用している、退院の道を探るように医療の方が様変わりしたので、多くの方が、入院ではなく在宅に移行しつつあります。そうすると、在宅で、福祉とか教育を利用するという時代になってきていて、そのような事柄が、いまどのように取り組もうかということです。

もちろん、教育や医療側、福祉だけの力では無理なので、訪問看護とか、訪問診療などの力を借りながら、ということになります。

グループホームも先程ちらっと紹介した神奈川県でグループホームを上手にやってらっしゃるところは、グループホームに訪問看護や訪問医療を取り込んで、福祉と医療の連携で、地域で支えるという仕組みをしています。

おそらく養護学校においても、そのような流れで、受け皿を作ろうということになっていくと思われまます。

これは、私自身の経験でも、昔は検討することがなかった事柄なので、このような事柄を検討する時代になってきたというのは、一つ話題提供として、障害福祉部会も非常に幅広い視野を持って、考えていかななくてはなりません。

それでは、他になければ、これで議事を終了とします。

以上